

山梨県幼児教育振興プログラム

～幼児教育の質の向上を目指して～



令和 4 年 3 月

山 梨 県

山梨県教育委員会

山梨県幼児教育振興プログラムにおける用語について

本プログラムの利活用の便宜上、以下のとおり統一した用語を使用します。

用語	内容
幼児	0歳から小学校及び特別支援学校小学部就学前までの全ての子ども <参考>国の要領等の呼称 ・幼稚園教育要領 → 「幼児」 ・保育所保育指針 → 「子ども及び乳児」 ・幼保連携型認定こども園教育・保育要領 → 「園児」
幼稚園・保育所・ 認定こども園 (幼児教育施設)	幼稚園(特別支援学校幼稚部を含む)、保育所(地域型保育事業所、認可外保育施設を含む)、認定こども園(幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地域裁量型認定こども園)
保育者	「幼稚園・保育所・認定こども園」で教育・保育に従事する者
小学校	小学校及び特別支援学校小学部
幼児教育	「幼稚園・保育所・認定こども園」の「幼児」に対して行われる教育・保育

目 次

I プログラム策定の基本的な考え方

1 策定の背景	1
2 策定の趣旨	2
3 プログラムの位置付け	2
4 プログラムの実施期間	2

II 本県における幼児教育の現状と課題

III 幼児教育の目指す方向

1 目指す幼児教育	17
2 プログラム推進に当たっての求められる基本的な姿勢	18
3 基本方針と重点目標	19

IV 施策の具体的な内容

基本方針1 幼稚園・保育所・認定こども園における

幼児教育の充実

基本方針2 保育者の資質及び専門性の向上

基本方針3 特別な配慮を必要とする幼児への

幼児教育の充実

基本方針4 保幼小連携・接続の推進

基本方針5 家庭・地域における幼児教育の充実

基本方針6 幼児教育推進体制の強化・充実

参考資料

関連資料等

令和3年度幼児教育推進委員会

I プログラム策定の基本的な考え方

1 策定の背景

<国の動向>

- 平成18年に全面改正された教育基本法(平成18年法律第120号)において、幼児教育の重要性がうたわれ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならないとされました。
- 平成27年4月から、子ども・子育て支援新制度(以下「新制度」という。)がスタートしました。新制度においては、幼稚園・保育所・認定こども園のそれぞれの創意工夫を生かした良質かつ適切な幼児教育の提供体制を整備することとされ、実施主体である市町村は、域内の幼児教育について、一体的にその量の拡充・質の向上を図ることが求められています。
- 平成29年3月、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(以下「幼稚園教育要領等」という。)が同時改訂され、これまで、それぞれの施設類型別に幼児教育を推進・実施してきた状況を改めるべく、全ての施設を「幼児教育施設」と位置付け、子どもに育みたい資質・能力¹等を共通化して明確にし、幼児期から小学校・中学校・高等学校まで一貫して育成することが示されました。
- 令和元年10月から、3歳から5歳までの全ての子どもを対象とする、幼稚園・保育所・認定こども園の費用の無償化が実施されています。これにより、幼児教育分野に対する公的投資が大きくなり、それに見合うだけの質の高い幼児教育が求められるようになっていきます。

<県の取組>

- こうした国の動きを受け、県及び県教育委員会では、幼児教育の一層の充実を図るため、令和元年6月策定の「山梨県教育大綱」中の「山梨県教育振興基本計画」の施策項目に「幼児期における質の高い教育の推進」を掲げました。
- この取組の一環として、令和2年10月、山梨大学内に、幼児教育の推進拠点となる「やまなし幼児教育センター」を設置しました。

¹ (1) 豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かたり、できるようになったりする「知識及び技能の基礎」(2) 気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする「思考力、判断力、表現力等の基礎」(3) 心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする「学びに向かう力、人間性等」

2 策定の趣旨

- 幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、本県の子どもの健やかな成長を期する上で、今後更なる質の向上を図っていくことが求められています。
- そのためには、本県の幼児教育の現状や課題を踏まえ、今後必要な取組が関係者や関係機関の理解と協力を得ながら、遺漏なく計画的に実施される必要があります。
- やまなし幼児教育センター発足後、「幼児教育実態把握に関する調査」を実施し、これを基に令和3年6月、有識者等からなる「幼児教育推進委員会」²を設置し、幼児教育の振興や推進について活発な意見交換を行ってきました。
- 本プログラムは、これらの意見を基に、今後の取組や施策の方向性を取りまとめたものであり、今後、関係者間で共有しながら、着実に取り組んでまいります。
- こうした取組により、全国に先駆け、本県が導入した小学校1・2年生の25人学級との円滑な接続が図られ、子どもたちが切れ目なく安心して学び続けられる環境の飛躍的な改善が期待できます。
- また、本県の児童・生徒は、全国学力・学習状況調査の質問紙調査から、全国的に見ても自己肯定感が高い結果が出ている中、本プログラムを着実に実践し、幼児教育段階から幼児一人ひとりの自己肯定感を育むことにより、本県の子ども達の自己肯定感の更なる伸長が図られることと考えています。

3 プログラムの位置付け

- 「山梨県教育大綱」中の「山梨県教育振興基本計画」に掲げた「幼児期における質の高い教育の推進」を図るためのアクションプランであります。
- 本プログラムの実施に当たっては、全国に先駆けて実現した小学校1・2年生の25人学級等の様々な教育施策や「第二期やまなし子ども・子育て支援プラン」（令和2年3月策定）に基づく取組との密接な連携を図ることとします。

4 プログラムの実施期間

本プログラムの実施期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。ただし、「山梨県教育振興基本計画」（令和元年度から令和5年度）の改訂、国や県の動向等に応じ、見直しを行うこととします。

² 山梨県における幼児教育の更なる質の向上を図るため、またやまなし幼児教育センターの円滑な運営と実効ある事業の推進について検討するために設置された委員会

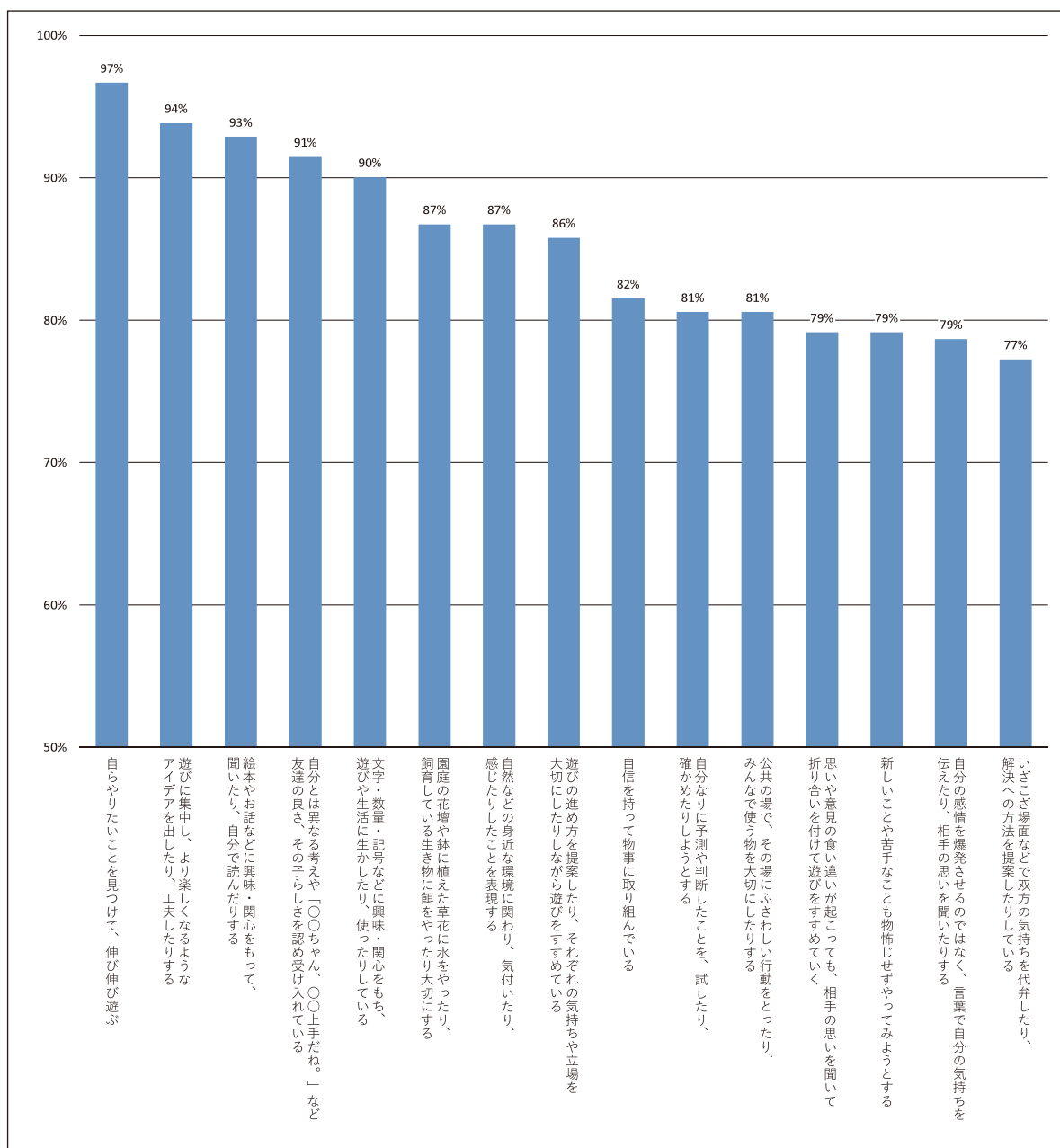
II 本県における幼児教育の現状と課題

令和2年12月に実施した、幼児教育施設、家庭、小学校、子育て支援施設における幼児教育及び小学校教育への接続に関する調査（「令和2度幼児教育実態把握に関する調査の結果」令和3年3月山梨県教育委員会）や抽出した幼稚園・保育所・認定こども園における聞き取り調査、有識者による意見交換等の結果、本県における幼児教育の現状と課題を以下のとおり取りまとめました。

I 幼稚園・保育所・こども園、家庭における幼児の育ち

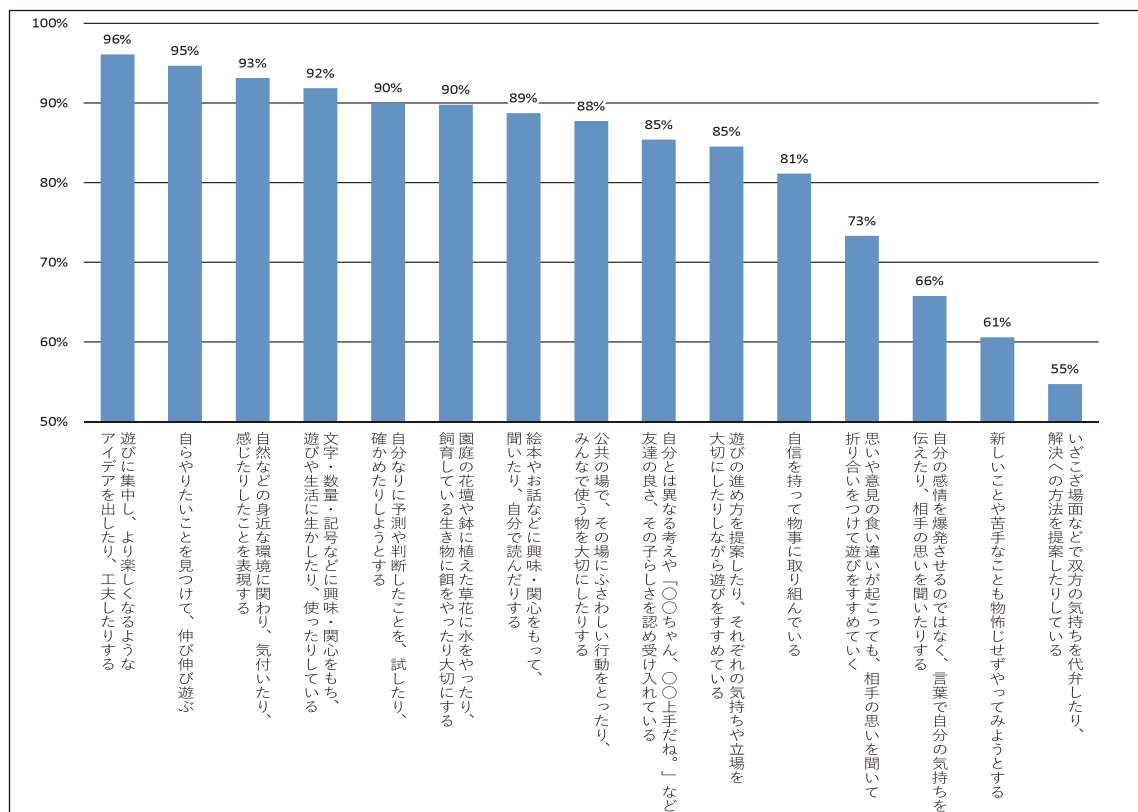
(1) 現状

幼稚園・保育所・認定こども園における幼児の育ちの姿



【年長児担任211件 回答 あてはまる姿を選択】

家庭における幼児の育ちの姿



【長児保護者1,409件 回答 あてはまる姿を選択】

調査の結果、「幼児の育ち」の状況については、保育者及び保護者とも、多くの項目で「あてはまる」とした回答率が高い中でも、

- ・「遊びに集中し、より楽しくなるようなアイデアを出したり工夫したりする」
 - ・「自らやりたいことを見つけて、伸び伸び遊ぶ」
- と捉えている率が高い一方で、
- ・「思いや意見の食い違いが起こっても、相手の思いを聞いて折り合いを付けて遊びをすすめていく」
 - ・「自分の感情を爆発させるのではなく、言葉で自分の気持ちを伝えたり相手の思いを聞いたりする」
 - ・「新しいことや苦手なことも物怖じせずやってみようとする」
 - ・「いざこざ場面などで双方の気持ちを代弁したり、解決への方法を提案したりしている」
- の項目が他と比べて低い率となっています。

こうしたことから、本県の幼児の育ちについては、自分を主張でき、楽しさを見つけ、表現する力を付けている一方で自己調整能力（幼稚園教育要領等で示された5つの領域³の「人間関係」の領域）は、発展途上と捉えることができます。

(2) 課題

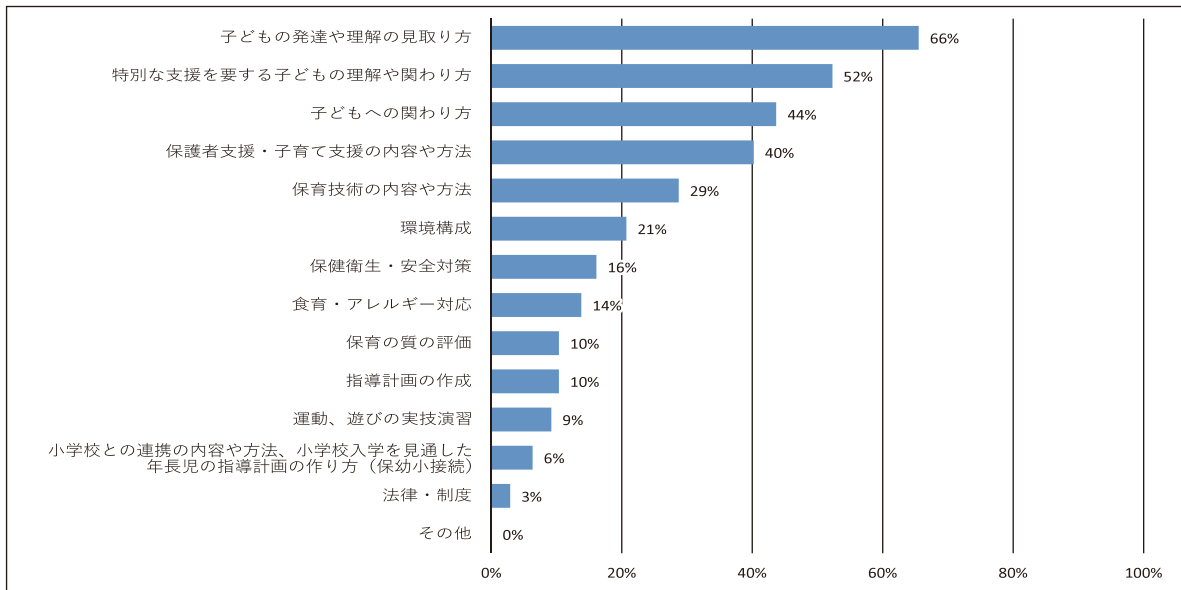
幼稚園教育要領等で示された5つの領域において、幼児の健やか成長を実現するためには、各幼稚園・保育所・認定こども園における幼児教育の内容や方法について、更なる改善・充実を図る必要があります。

³ 幼稚園教育要領等に示されている各領域は、心身の健康に関する領域「健康」、人との関わりに関する領域「人間関係」、身近な環境との関わりに関する領域「環境」、言葉の獲得に関する領域「言葉」、及び感性と表現に関する領域「表現」として示したものの

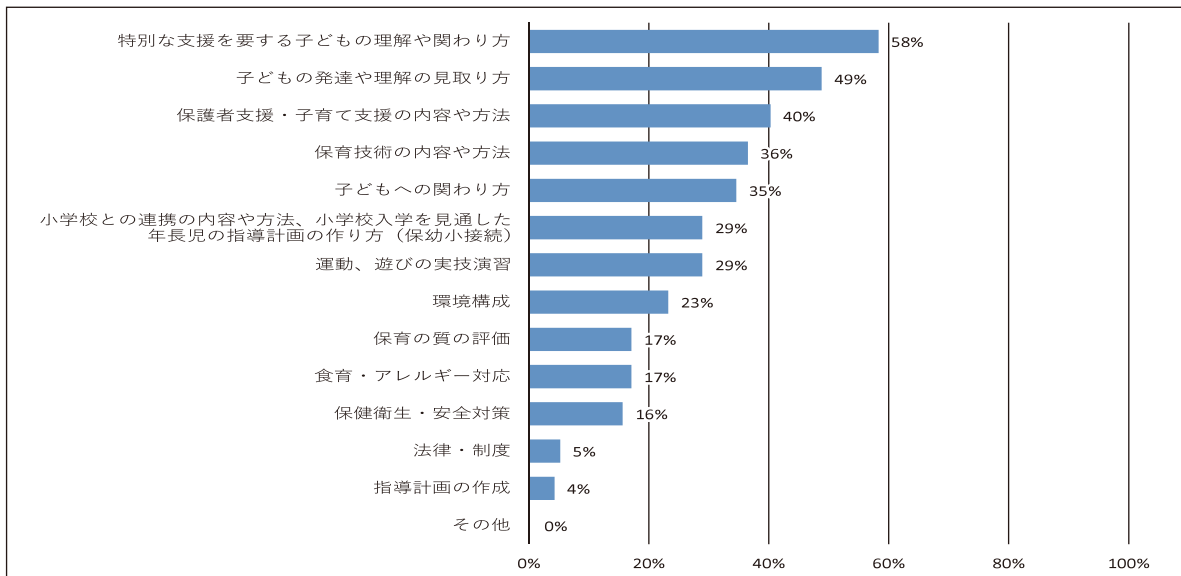
2 保育者の資質・能力を高める取組

(1) 現状

① 保育者の資質向上のために必要な研修



【園長・所長174件 回答 特にあてはまるもの3つまで選択】



【年長児担任211件 回答 特にあてはまるもの3つまで選択】

保育者に必要な研修について、園長・所長及び担任とも

- ・「子どもの発達や理解の見取り方」
- ・「特別な支援を必要とする子どもの理解や関わり方」
- ・「保護者支援・子育て支援の内容や方法」

を上位に選んでいます。

一方担任は、

- ・「小学校との連携の内容や方法、小学校入学を見通した年長児の指導計画の作成の作り方」
- ・「運動・遊びの実技演習」

について、園長・所長と比較して高い率で必要な研修と捉えています。

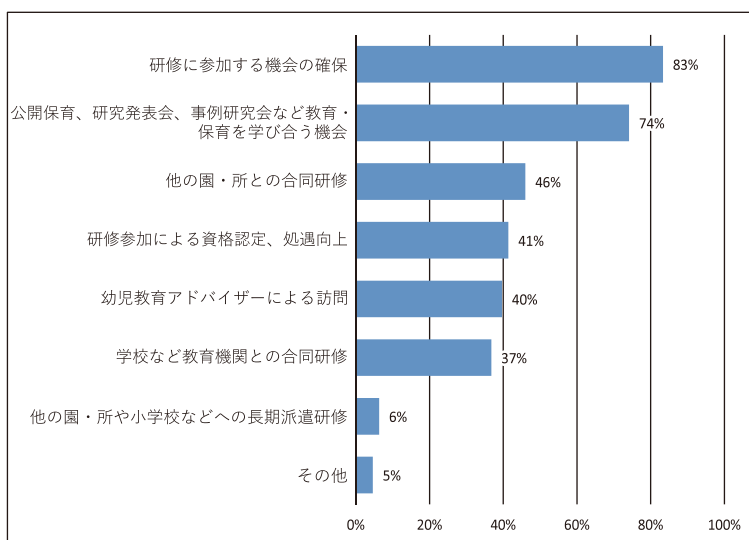
②研修に関して必要な仕組み

研修に必要な仕組みとして、
 ・「研修に参加する機会の確保」
 を選択した保育者が突出して多く、研修への参加が容易でない幼稚園・保育所・認定こども園の実状を反映していると思われます。

また、
 ・「公開保育、研究発表会、事例研究会など教育・保育を学び合う機会」

・「他の園・所との合同研修」

など、共に高め合う研修方法が必要と認識している幼稚園等も多くあります。

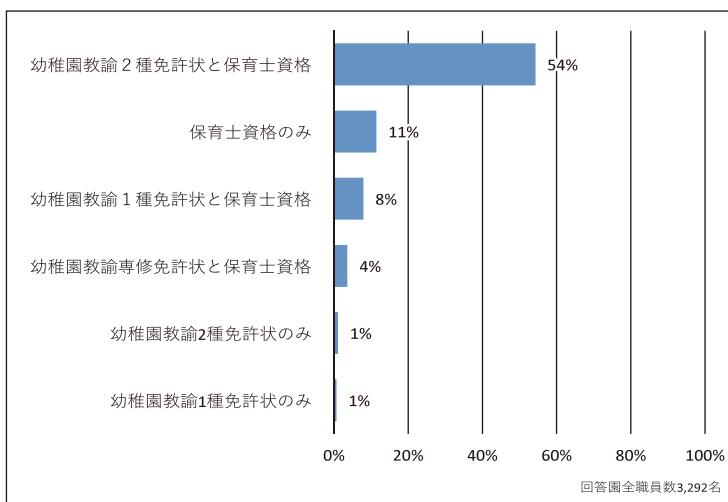


【園長・所長174件 回答 あてはまるのも全て選択】

③免許・資格の保有

本県の保育者の免許・資格の保有状況で、最も多いのが、「幼稚園教諭2種免許状と保育士資格」の併有者でした。回答のあった幼稚園・保育所・認定こども園の全職員の内、幼稚園教諭・保育士資格の所有者のみを対象に、この併有者の割合を算出すると83%になります。

また、幼稚園教諭免許状の所有者の内訳を見ると、2種免許状の所有者が81%と最も多く、1種免許状所有者が13%、専修免許状所有者が6%となっています。



【園長・所長174件 回答】

(2) 課題

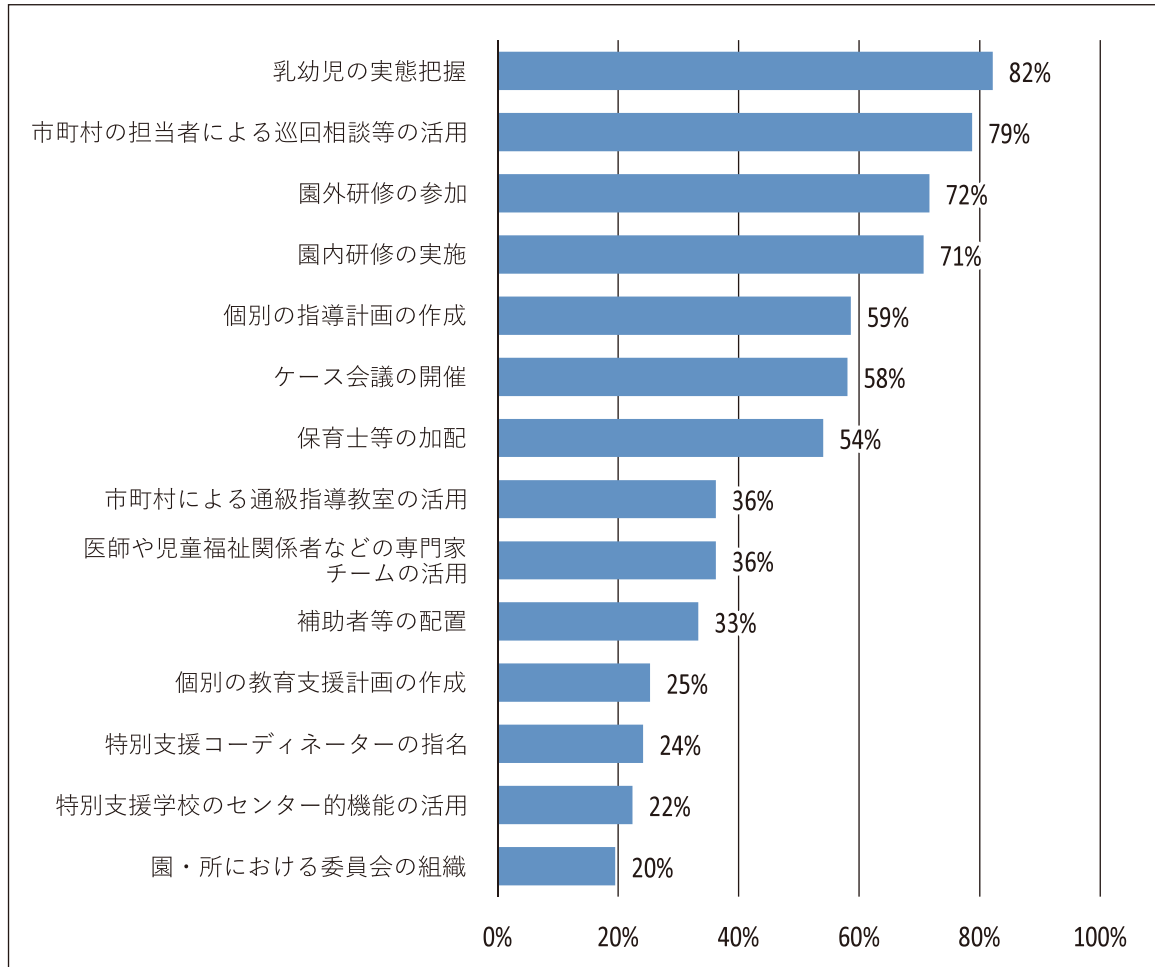
保育者の経験年数や階層等に応じて、必要とされる研修を実施するとともに、研修に参加しやすい方法や保育者自身の主体的・協働的な学びを促す機会の創出等についても検討する必要があります。

また、教員免許状と保育士資格の併有率を更に高めるとともに、保育者の専門性の向上を図る観点から、上位免許状の取得を促進する必要があります。

3 配慮を必要とする幼児への教育・保育

(1) 現状

特別な支援が必要な幼児に対応するための体制や取組



【園長・所長174件 回答 行っているもの全て選択】

やまなし幼児教育センターが実施している「幼児教育アドバイザー訪問事業」において、各幼稚園・保育所・認定こども園からは、「配慮を必要とする幼児」に対するアドバイスを求める声が多く、また前述の「保育者の資質向上のために必要な研修」(P5)による調査結果においても「特別な支援を要する子どもの理解や関わり方」が必要との回答率が高い等、現在、この問題は、各幼稚園等が直面する重要な課題となっています。

上記の調査結果によれば、各幼稚園等では、様々な取組を行っていますが、各幼稚園等のみの対応では限界があるとの指摘がなされています。

(2) 課題

特別な配慮を必要とする幼児への指導・支援について保育者の理解を深めるとともに、家庭・地域・専門機関・関係機関等と連携し、切れ目ない支援を行うことが必要です。